

納骨施設使用許可申請書

年 月 日

八幡浜市長 大城 一郎 様

使用申請者 本 籍
住 所 〒

氏 名

電話番号

納骨施設の使用について、次のとおり申請します。

1. 種別

通常納骨 生前予約 改葬

2. 施設の使用理由

墓がない 墓じまい その他（ ）

3. 使用施設

(1) 納骨壇

1 体用	氏 名		続 柄	
------	-----	--	-----	--

2 体用	夫 氏名		続 柄	
	妻 氏名		続 柄	

使用期間	年
------	---

(2) 合葬室

氏 名		続 柄	
氏 名		続 柄	
氏 名		続 柄	

4. 添付書類

- 使用申請者の本籍地の記載のある住民票
- 火葬・埋葬許可証
- 改葬許可証
- 申請者と被収蔵者の続柄が確認できる戸籍謄本等
- 収蔵される方の住民票の除票又は死亡記載のある戸籍謄本等

※ 裏面の使用上の注意をご確認の上、申請してください。

(裏)

使用上の注意

- 1 納骨施設に収蔵できるものは、焼骨及び骨壺です。それ以外のもの（骨箱や写真、副葬品など）は収蔵できません。
- 2 焼骨及び骨壺は、乾燥させ清潔な状態で納めてください。特に改葬の際には再火葬を行うなど配慮をお願いします。
- 3 骨壺の大きさは、6寸以下（幅・奥行20センチメートル以下、高さ22センチメートル以下）としてください。
- 4 焼骨を収蔵する納骨壇の位置は、使用許可の順に市が決定します。
- 5 納骨壇の使用期間を経過した焼骨は、市が骨壺から取り出し他の焼骨とともに合葬室に合葬します。使用者や親族などには使用期間終了等の連絡はしません。
- 6 納骨壇に収蔵されている焼骨（納骨壇の使用期間中）の返還は可能です。合葬室に収蔵された焼骨の返還はできません。
- 7 使用料は、使用許可の際に全額納めてもらいます。焼骨の返還による既納使用料の還付は、特別の事由がある場合を除きしません。
- 8 生前予約をする場合は、自己の責任において死亡後に焼骨が収蔵されるようあらかじめ必要な措置を講じてください。（生前に、親族などに納骨施設を利用することや収蔵手続のことなどを伝えておくこと。）
- 9 納骨壇に焼骨を収蔵した後は、焼骨の返還を求める場合を除き納骨室に立ち入ることはできません。
- 10 施設内で宗教的な行事（法要や儀式など）を行うことはできません。
- 11 参拝は、施設の開館時間に参拝所の献花台前で行ってください。